

スタートアップ関連政策について

【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 (ものづくり補助金)】

公募締切：(3次締切) 令和2年8月3日(月)17時
詳細HP：<http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

【小規模事業者持続化補助金(持続化補助金)】

公募締切：一般型
(3次締切) 令和2年10月2日(金)
(4次締切) 令和3年2月5日(金)
コロナ特別対応型
(3次締切) 令和2年8月7日(金)
(4次締切) 令和2年10月2日(金)

詳細HP：<https://seisansei.smrj.go.jp/#n012>

【サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)】

公募締切：A, B 類型
(4次締切) 令和2年6月26日(金)17時
(5次締切) 令和2年7月10日(金)17時
C 類型
(3次締切) 令和2年6月26日(金)17時
(4次締切) 令和2年7月10日(金)17時

詳細HP：<https://www.it-hojo.jp/>

(参考)

【各補助事業の拡充内容(事業再開支援パッケージ)】

特別枠(類型B・C)の補助率を引き上げるとともに、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠(事業再開枠)を上乗せします。

補助上限・補助率	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B・C)
持続化補助金(販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・2/3 → 3/4
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10)※		
ものづくり補助金(設備導入)	1,000万円・1/2 (小規模 2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・2/3 → 3/4
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10)		
IT導入補助金(IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・2/3 → 3/4

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること。

「ものづくり補助金」だからできること。

補助上限 **1,000万円**、補助率 **1/2** (原則) で
新品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。
また、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための前向きな投資を行う事業者を
補助率を引き上げて支援します。補助率 **2/3** (特別枠)


誰でも使える。生産性向上を目指すなら。

以下の要件を満たす事業計画(3~5年)を策定・実施する
中小企業※なら、どなたでもご応募いただけます。


要件①: 付加価値額 +3%以上/年	要件②: 給与支給総額 +1.5%以上/年	要件③: 事業場内最低賃金 地域別最低賃金+30円
-----------------------	--------------------------	------------------------------

※業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。また、革新性や事業性等の審査がございます。※により異なりますが、例年は、2~3割程度の採択率です。


かかってない「使いやすさ」へ。



データ連携や海外展開等の
高度な取組や事業計画策定
を支援できるXメニューを用意



最適なタイミングでの申請、
あらゆる補助金の手続きを
一つのポータルサイトに
集約
(J-Grants)



新型コロナウイルス感染症
の影響を受けながらも生産
性向上に取り組む事業者
については優先的に支援

※詳細については、裏面(次ページ)を参照下さい。

✓ 持続化補助金
(小規模事業者持続的発展支援事業)

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

<補助額>
上限50万円(コロナ特別対応型: 上限100万円)
事業再開枠: 上限50万円
※ 共同申請可能

<補助率>
一般型、コロナ特別対応型(A): 2/3
コロナ特別対応型(B・C): 3/4
事業再開枠(定額) ※A~Cの詳細については裏面参照

<補助対象>
**非対面販売のためのホームページの作成・改良、
店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など**
※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を
加算要件とします(コロナ特別対応型を除く)。

✓ IT導入補助金
(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

**バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得など
付加価値向上に繋がるITツールの導入を支援します**
※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建築業等も対象。

事業類型	A類型	B類型	特別枠(C類型)
補助上限額・ 下限額	30万~150万円未満	150万~450万円	30万~450万円
補助率	1/2		2/3又は3/4
補助対象 経費	ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等		左記のものに加えP・C・ タブレット等のレンタル費 用が対象

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件(一部事業者は加算要件)とします。

※クラスター対策が必要と考えられる業種(サイトクラブ、ライブハウス等)はさらに上限を50万円上乗せ。

【事業再開枠の対象】 ※業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策費
消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策(アクリル板・透明ビニールシート等)、換気設備、その他衛
生管理(クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キースシステム等)、掲
示・アナウンス(従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの)

【特別枠の申請要件】 ※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致

類型A: サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

(例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)

類型B: 非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

(例: 自動精算機、キャッシュレス決済端末の導入、店舗販売からE C販売へのシフト)

類型C: テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

(例: WEB会議システム、P C等を含むシンククライアントシステムの導入)

【持続化給付金】

詳細HP：<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

経済産業省

持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
 ※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
 ※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)

【家賃支援給付金】

2020年5月～12月において、以下のいずれかに該当する物に給付金を支給。

- いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- 連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

家賃支援給付金

令和2年度第2次補正予算案額 **2兆242億円**

中小企業庁 総務課
03-3501-1768

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。 ●給付対象となる事業者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等とします。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい事業者の事業継続を目指します。 <p>条件(対象者、対象行為、補助率等)</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px; margin-top: 10px;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">国</div> <div style="font-size: small;">→ 委託等</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">民間団体等</div> <div style="font-size: small;">→ 給付 (上限100万円/月、50万円/月)</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">中小事業者等</div> </div>	<p>5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少 <p>給付額は、申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6カ月分)。給付率・給付上限額は下図の通り。</p> <div style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;"><法人の場合：1カ月あたり></p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;"><個人事業者の場合：1カ月あたり></p> </div>

【その他】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴うベンチャー企業・スタートアップ企業向け支援情報

詳細HP：<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startupsupport.html>